

①基本的事項

- 法的根拠
児童福祉法第33条の22第1項
- 計画期間
令和3～5年度（3年間）
- 圏域の設定
7つの障がい保健福祉圏域
- 点検及び評価
毎年度、達成状況を障がい者施策推進協議会及び自立支援協議会に報告し、点検・評価

④成果目標

- 児童発達支援センター
各市町村又は圏域単位での設置を目指す
- 保育所等訪問支援
各市町村又は圏域単位での実施体制の確保を目指す
- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 **拡充**
- 重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
各市町村又は圏域単位での確保を目指す
- 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 **拡充**
各市町村又は圏域での配置を目指す

②基本的理念

- 質の高い専門的な発達支援を行う通所支援等の充実、支援の均てん化
- 障がい児のライフステージに沿った切れ目のない支援提供体制の構築
- 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- 医療的ケア児等に対する包括的な支援体制の構築 **拡充**
- 子育て支援施策との緊密な連携

⑤目標達成のための方策

- 地域の自立支援協議会等による情報提供、助言、調整、地域資源の活用等の検討
- 新規児童発達支援センターへの保育所等訪問支援実施の働きかけ
- 障がいの早期発見と適切な療育支援による地域・家庭で療育できる環境の整備
- 地域の自立支援協議会等における確保方策の検討、研修会の開催等による理解促進
- 医療的ケア児支援のための協議の場における検討・協議、コーディネーター養成研修の実施

③障がい児の状況

- 手帳所持者数（18歳未満）R2（H29比）
身体障害者手帳 1,089人（△11%）
療育手帳 4,091人（+6%）
精神保健福祉手帳 416人（+66%）
- 発達障がい者数（18歳未満）R1（H29比）
特別支援学級在籍児 1,724人（+34%）
通級指導を受けている児童 964人（+58%）

⑥サービス確保のための方策

- 【障害児通所支援】
○市町村職員等を対象とした関係機関との連携に関する研修会の開催、個別支援等
- 事業者に対する研修会の開催、新規事業所への訪問指導等によるサービスの質の確保
- 【障害児相談支援】
○相談支援専門員の養成研修の充実
- 【保育所等の利用】
○障害児を担当する保育士の配置や施設整備等による受け入れ体制の整備
- 【医療的ケア児に関するコーディネーター】
●医療的ケア児支援のための協議の場における検討・協議、コーディネーター養成研修の実施 **拡充**
- 【短期入所】
○地域の自立支援協議会等における確保方策の協議・検討
- 県立施設での受入推進
- 【障害児入所支援】
○強度行動障害支援者養成研修による施設職員の資質向上

⑦圏域計画

7つの障がい保健福祉圏域計画